

○旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）  
 ※本文のみ

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">制 定 平成 14 年 1 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 <u>令和 8 年 6 月 26 日</u></p> <p style="text-align: center;">国自安第 67 号 国自旅第 42 号 国自整第 76 号</p> <p>第 24 条 点呼等                      (1) (略)                      (2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第 4 項）                      ①～⑦ (略)                      ⑧ <u>点呼告示第 4 条第 2 項に規定する点呼を行う場合であって、点呼を実施する運行管理者等の所属する営業所に備え付けられた遠隔点呼機器と連動するアルコール検知器を使用し、他の営業所（事業者間遠隔点呼を実施している営業所を含む。）に所属する運転者に対する酒気帯びの有無についての確認を行うときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。</u>                      ⑨・⑩ (略)                      (3)・(4) (略)</p> <p><u>附 則</u>（令和 8 年 6 月 26 日付け国自安第 67 号、国自旅第 42 号、国自整第 76 号）                      改正後の通達は、令和 8 年 6 月 26 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">制 定 平成 14 年 1 月 30 日</p> <p style="text-align: center;">国自総第 446 号 国自旅第 161 号 国自整第 149 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 <u>令和 7 年 8 月 7 日</u></p> <p style="text-align: center;">国自安第 46 号 国自旅第 64 号 国自整第 94 号</p> <p>第 24 条 点呼等                      (1) (略)                      (2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第 4 項）                      ①～⑦ (略)                      (新設)</p> <p>⑧・⑨ (略)                      (3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p>